解散公告

当法人は、平成二十四年九月二十七日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月九日

山口県大島郡周防大島町大字平野八三五番地三

特定非営利活動法人周防大島産業活性化グループ　清算人　峰　博

解散公告

当社は、平成二十四年十月二十九日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月九日

沖縄県石垣市字伊原間一八四番地の一

有限会社バンナ牧場

清算人　辺見　紀男

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十四年十月二日付北海道知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月九日

北海道石狩郡新篠津村第四七線北一三番地

新篠津村土地開発公社

清算人　窪田　守

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年十一月一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月九日

東京都千代田区外神田六丁目一五番一四号

財団法人津田記念育英会

清算人　小島　久實

解散公告（第二回）

当法人は、寄附行為に定めた存続期間の満了により、平成二十四年十月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年十一月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月九日

東京都千代田区神田東松下町一七番地

財団法人駐車場整備推進機構

代表清算人　椙村　寛道

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年十一月一日存続期間満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十一月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月九日

富山市新総曲輪一番七号

財団法人大谷生産工学研究所

代表清算人　寺林　敏

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十四年十月四日三重県知事の認可により平成二十四年十月九日に解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十一月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月九日

三重県名張市鴻之台一番町一番地

名張市土地開発公社

清算人　前田　國男

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年十月一日寄附行為所定の解散事由の発生により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十一月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月九日

高知県高知市薊野北町一丁目二番一号

財団法人東秦泉寺保育園

代表清算人　立石　由香

解散公告（第二回）

当社は、平成十五年五月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年十一月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月九日

沖縄県沖縄市字与儀一〇〇〇番地

太田アート・マーブル株式会社

代表清算人　太田　範雄

解散公告（第二回）

当社は、平成十四年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年十一月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月九日

沖縄県沖縄市字与儀一〇〇〇番地

太田エンジン株式会社

代表清算人　太田　範雄

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間満了により平成二十四年十一月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十一月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月九日

山形県鶴岡市家中新町一〇番一八号

社団法人丕顕会

清算人　酒井　忠久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県日光市大室二〇六二番地三二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　阿久津　豊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月九日

栃木県宇都宮市小幡二丁目二番一一号第二有貴ビル二〇一号

相続財産管理人　弁護士　浅木　一希

第32回労働社会保険諸法令関係事務指定講習の実施について

社会保険労務士法第３条第１項に規定する厚生労働大臣が労働社会保険諸法令に関する厚生労働省令で定める事務に従事した期間が、通算して２年以上になるものと同等以上の経験を有すると認める者となるための講習を、下記により実施します。

なお、この講習を修了することにより社会保険労務士となる資格要件を満たすことになり、同法第14条の２に規定する社会保険労務士名簿への登録が受けられます。

平成24年11月９日

全国社会保険労務士会連合会

会長　金田　修

記

１．講習の科目及び内容

講習は、次の科目について、労働社会保険諸法令に基づく書類の作成を内容とする通信指導課程及び面接指導課程の組み合わせにより行います。

⑴労働基準法及び労働安全衛生法、⑵労働者災害補償保険法、⑶雇用保険法、⑷労働保険の保険料の徴収等に関する法律、⑸健康保険法、⑹厚生年金保険法、⑺国民年金法、⑻年金裁定請求等の手続

２．通信指導課程の期間及び実施方法

平成25年２月１日から５月31日までの４月間、教材の配付及び添削指導により行います。

３．面接指導課程の期間及び実施方法

平成25年７月16日から７月19日までの４日間及び同年８月13日から８月16日までの４日間（東京都）、同年７月30日から８月２日までの４日間（大阪府）、同年８月27日から８月30日までの４日間（愛知県）、同年９月10日から９月13日までの４日間（福岡県）において上記の科目を講義方式により行います。

４．受講資格者

昭和57年度以降の社会保険労務士試験合格者等であって、労働社会保険諸法令に関する厚生労働省令で定める事務に従事した期間が通算して２年に満たないもの。

５．申込期間

平成24年11月16日（金）から12月６日（木）まで

６．受講料　70,000円

７．その他　申込方法等詳細は、次へご照会ください。

〒103－8346　東京都中央区日本橋本石町３－２－12

社会保険労務士会館

全国社会保険労務士会連合会（研修課）電話03－6225－4872